| | | |
|---|---|---|
| 第十二条第二項 | 報告を | 通知を |
| | 当該報告 | 当該通知 |
| | ものとする | ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない |

第十六条の表第十四条の項上欄中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同項中欄及び下欄中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第十四条第二項 | ものとする | ものとする。ただし、当該指定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない |

第十六条の表第十五条の項上欄中「第十五条」を「前条」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第十八条の見出しを「（行政庁等）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十条中「第十条から第十二条まで」を「第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段」に、「第十五条」を「第十五条後段」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部改正）

**第十九条**　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国債」の下に「（以下この条において単に「国債」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならない。

3　国債の記名者の居住地の都道府県知事は、国債の記名者の申出により、当該者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他経済的に困窮しているものであること及び当該国債につき法第三条第二項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

4　国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人の申出により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすること及び当該国債につき法第三条第二項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

第五条中「前二条」を「第二条第三項及び第四項並びに前二条」に、「及び」を「並びに」に改める。

（製菓衛生師法施行令の一部改正）

**第二十条**　製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事」に改め、同条第二項中「氏名」の下に「、施設の構造設備」を、「変更」の下に「（施設の構造設備の変更については、生徒の定員を変更するためのものを除く。）」を加え、「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事」に改め、同条第三項を削る。

第二十二条及び第二十三条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十四条中「厚生労働大臣の」を「都道府県知事の」に、「厚生労働大臣に」を「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令の一部改正）

**第二十一条**　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十二年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国債」の下に「（以下この条において単に「国債」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならない。

3　国債の記名者の居住地の都道府県知事は、国債の記名者の申出により、当該者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他経済的に困窮しているものであること及び当該国債につき法第四条に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

4　国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人の申出により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすること及び当該国債につき法第四条に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

第四条中「前二条」を「第一条第三項及び第四項並びに前二条」に、「及び」を「並びに」に改める。

（視能訓練士法施行令の一部改正）

**第二十二条**　視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により視能訓練士養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該視能訓練士養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十一条中「前条」を「前条第一項」に、「その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。

第十二条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に、「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第十二条第二項中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。